

下水道法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

○下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）…………… 1

改正案	現行
<p>（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）</p> <p>第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十三号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十四号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 トリクロロエチレン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下</p> <p>十一～三十四（略）</p> <p>二〇五（略）</p> <p>（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）</p> <p>第十五条 法第二十二条第一項（法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下この条及び第十五条の三において同じ。）の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計（事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。）を行わせる場合については七年以上、処理施設又はポンプ施設に係る実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）又は工事の監督管理（以下これらをこの条において「処理施設又はポンプ施設</p>	<p>（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）</p> <p>第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十三号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十四号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 トリクロロエチレン 一リットルにつき〇・三ミリグラム以下</p> <p>十一～三十四（略）</p> <p>二〇五（略）</p> <p>（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）</p> <p>第十五条 法第二十二条第一項（法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下この条及び第十五条の三において同じ。）の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計（事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。）を行わせる場合については七年以上、処理施設又はポンプ施設に係る実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）又は工事の監督管理（以下これらをこの条において「処理施設又はポンプ施設</p>

に係る監督管理等」という。)を行わせる場合については二年以上、排水施設に係る実施設計又は工事の監督管理(以下これらをこの条において「排水施設に係る監督管理等」という。)を行わせる場合については一年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設(以下この条において「下水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(計画設計を行わせる場合にあつては三年六月以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

二 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については八年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については三年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(計画設計を行わせる場合にあつては四年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については十年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(計画設計を行わせる場合にあつては五年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる

に係る監督管理等」という。)を行わせる場合については二年以上、排水施設に係る実施設計又は工事の監督管理(以下これらをこの条において「排水施設に係る監督管理等」という。)を行わせる場合については一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

二 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については八年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については三年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については十年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については十二年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については七年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については三年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(計画設計を行わせる場合にあつては六年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては三年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

五 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については十年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上下水道等の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者(処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上下水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

六 (略)

七 次の表の上欄に掲げる技術検定に合格した者で、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(計画設計を行わせる場合にあつては一年六月以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)であること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については十二年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については七年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については三年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

五 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については十年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上下水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

六 (略)

七 次の表の上欄に掲げる技術検定に合格した者で、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(計画設計を行わせる場合にあつては三年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)であること。

日本下水道事業団 法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)第四条 第一項の第一種技術検定	計画設計を行わせる場合			五年
	処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合	二年	排水施設に係る監督管理等を行わせる場合	一年
日本下水道事業団 法施行令第四条第一項の第二種技術検定	処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合			二年
	排水施設に係る監督管理等を行わせる場合	一年	排水施設に係る監督管理等を行わせる場合	一年

八 (略)

(公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格)  
第十五条の三 法第二十二條第二項(法第二十五條の十八において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設(以下この条において「下水道等」という。)の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(一年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

日本下水道事業団 法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)第四条 第一項の第一種技術検定	計画設計を行わせる場合			五年
	処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合	二年	排水施設に係る監督管理等を行わせる場合	一年
日本下水道事業団 法施行令第四条第一項の第二種技術検定	処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合			二年
	排水施設に係る監督管理等を行わせる場合	一年	排水施設に係る監督管理等を行わせる場合	一年

八 (略)

(公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格)  
第十五条の三 法第二十二條第二項(法第二十五條の十八において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

二 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

五 十年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（五年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

六 (略)

七 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第三種技術検定に合格した者で、二年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

八 (略)

二 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

五 十年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

六 (略)

七 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第三種技術検定に合格した者で、二年以上下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

八 (略)